令和８年度
大分市まちづくり自治基本条例
に関する提言

令和８年１１月１６日

大分市まちづくり自治基本条例検討委員会

目次

１　はじめに　・・・・・・・・・1

２　進め方　・・・・・・・・・2

３　検討・検証の結果　・・・・・・・・・3

（１）条例の規定に係る検討について

（２）市民主体のまちづくりの推進に係る検証について

４　大分市まちづくり自治基本条例検討委員会の概要　・・・・6

（１）開催状況

（２）委員名簿

（３）大分市まちづくり自治基本条例検討委員会設置要綱

１　はじめに

市民一人ひとりの思いや地域社会との多様な関わり方を尊重し、市民、議会、行政がそれぞれの役割を大切にしながら、ともにまちづくりを進めていくことが、ますます大切になっています。

これまで、本市では、まちづくりの基本的ルールを定めた「大分市まちづくり自治基本条例」（平成２４年４月１日施行）に基づき、市民主体のまちづくりに向けた取組が進められてきました。同条例の附則において、「市長は、５年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いた上で、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする」とされています。

そこで、前回の検討から５年の節目を迎えるに当たり、市民の意見を聴くため、学識経験者や各種団体の代表者、「自分とマチを彩る若者会議」の会員等を委員とする「大分市まちづくり自治基本条例検討委員会」が令和８年８月３日に設置されました。

本委員会では、委員それぞれが日頃の暮らしや地域での活動等を通じて感じていることをもとに、私たちを取り巻く環境の変化やまちづくりの課題について意見を出し合いました。その上で、条例の規定や逐条解説、これまでの本市の取組、大分市総合計画「未来へつなぐおおいたビジョン２０３４」との整合性を踏まえ、条例の規定が時代の要請に即しているか、また、市民主体のまちづくりをどう進めるかという視点から、計４回にわたり議論を重ね、その結果を提言として取りまとめました。

大分市におかれましては、今回の提言の趣旨を踏まえ、条例が掲げる市民主体のまちづくりの理念を、今後の市政運営や様々な取組に生かしていただきたいと思います。そして、市民の思いや地域社会との多様な関わり方が尊重され、市民、議会及び行政が情報を共有し、ともに知恵を出し合い、支え合いながら、誰もが幸せを実感できるまちづくりが、さらに進んでいくことを願っております。

令和８年１１月１６日
大分市まちづくり自治基本条例検討委員会
委員長　　渡邊　博子

２　進め方

本委員会では、まず、次の３点について、委員それぞれの立場から意見を出し合いました。

・日頃の暮らしや地域での活動等の中で、私たちを取り巻く環境について、どのような変化を感じているか。
・日頃の暮らしや地域での活動等の中で、まちづくりや自治について、どのような課題を感じているか。
・それらの変化や課題に対し、市民主体のまちづくりを推進していくために、どのような方向性が求められるか。

その後、それらの意見を整理した上で、条文、逐条解説、これまでの本市の取組、大分市総合計画「未来へつなぐおおいたビジョン２０３４」との整合性を踏まえ、次の２点について協議を重ね、本委員会としての提言を取りまとめました。

・条例の規定は、時代の要請に対応した内容となっているか。
・条例に基づく市民主体のまちづくりを今後さらに進めていくためには、どのような取組が必要か。

３　検討・検証の結果

（１）条例の規定に係る検討について

本委員会では、条例の制定時に比べ、人口減少や少子高齢化、地域におけるつながりの希薄化、ライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く環境が大きく変化していることを確認しました。その上で、本市の自治の基本理念等は今日においてもふさわしいものであり、条例の規定を見直す必要性は認められず、時代の要請に適合したルールとして機能しているとの結論に至りました。

（２）市民主体のまちづくりの推進に係る検証について

条例の規定そのものを見直す必要はないものの、逐条解説の内容・表現の見直しや条例の理念を具体的な取組につなげていくための工夫・充実が望まれる事項があります。これらについて、次のとおり意見を取りまとめました。

○　財政運営について（第４条、第１２条関係）

市の財政については、予算や決算、中期的な財政見通し等、様々な情報が公表されています。市民が財政状況を正しく把握することは、限られた財源のもとで行政との適切な役割分担の必要性を理解し、互いに知恵を出し合い協力する協働の意識を高めるとともに、まちづくりについて主体的に考えることにつながります 。

そのため、市全体のお金の流れや財源の使われ方を身近な例を用いて示すなど、誰もが理解しやすい情報発信をさらに進めることが望まれます。

○　危機管理体制の整備等について（第２０条関係）

連日報じられる国内外の情勢からも感じられるように、大規模災害や国際情勢の緊迫化に伴う事態といった予期せぬことへの備えは、市民が精神的にも安全に暮らすために一層重要となっています。

第２０条の逐条解説における「災害等」については、新型コロナウイルス感染症が記載されているように、国際情勢の緊迫化に伴う事態等についても具体例として加えることで、様々な危機への対応が想定されていることを、市民により分かりやすく伝えていくことが望まれます。

○　市民参画について（第４条、第２２条、第２９条関係）

市民主体のまちづくりや協働のまちづくりを実現するには、まちづくりに参画している人たちが周囲を巻き込んで新たな担い手を増やしていくことが重要です。いきなり「参画」を求めるのではなく、まずは「見てみる」、「体験してみる」といったきっかけとなる「参加」の場を設け、そこから「参画」へとつなげていく工夫が必要です。

同時に、大分市自治会連合会や大分市民生委員児童委員協議会をはじめとする様々な団体同士のつながりや、多世代の市民で構成される話し合いや活動の場の創出等、市民が交流する機会を広げることも大切です。特に、これまで地域のまちづくりを支えてきた人たちと若者をはじめ新たに関わる人たちとのつながりを深めるため、誰もが歓迎される雰囲気と温かく受け入れてくれる土壌づくりが望まれます。

さらに、参画の機会や仕組みをより生かしていくためには、日常の中で、多くの市民がまちづくりに関する情報に自然と触れる機会を増やすとともに、身近な人からの声かけなども大切にしながら、参加・参画への最初の一歩を踏み出しやすくすることが重要です。

○　協働について（第４条、第２２条、第２３条、第２９条関係）

協働のまちづくりを進めていくためには、市民と行政が互いの立場や役割を理解し、それぞれの自主性や自立性を尊重しながら、ともに取り組んでいくことが大切です。

第２３条の逐条解説には「本来行政が行うべきものについてまで市民に責務を負わせる趣旨のものではなく、あくまでも自らの考えに基づく自発的な取組を求めるものである」と記載されています。この解説は、市民に過度な負担を求めるものではないことを明確にするという点で意義がありますが、まちづくりには、行政が行うべきものが先にあり、その他の部分を市民が補うことが「協働」であるとの誤解につながる可能性があります。

したがって、協働のまちづくりの本来の趣旨が正しく伝わるよう、逐条解説の表現を見直すことが必要です。

また、目的や情報を共有し、お互いの理解と信頼関係のもと、よりよいまちづくりを目指すため、大分市におかれましては、財政的な支援に加え、必要に応じて市民の活動に寄り添い伴走するなどのサポートも視野に入れ、行動することが望まれます。

○　地域共生社会について（第４条、第２３条、第３１条関係）

性別や国籍をはじめ、市民の多様性の尊重が求められる時代になっています。本条例自体には、第４条の「市民総参加の原則」において、性別、年齢等を問わず、すべての市民がまちづくりに参加できる機会を有することを規定するなど、多様な市民を前提とした地域共生社会につながる考え方が含まれており、今日においても十分に機能しているといえます。

今後も、条例の理念を大切にしながら、市民主体のまちづくりや協働のまちづくりをさらに推進し、地域共生社会の実現につなげていくことが重要です。

○　互助について（第６条、第２９条関係）

日々安心して暮らしていくためには、日頃からの人と人とのつながりを大切にし、互いに支え合う「互助」の精神を育んでいくことが重要です。その基本となるのは、お隣同士のようなごく身近な関係性における「お互い様」の気持ちです。近年の災害などの経験では、日常的に互いの顔や暮らしぶりが見える温かみのある助け合いの重要性が改めて浮き彫りになりました。こうした教訓を踏まえ、これからの市民主体のまちづくりに向けて、「互助」の大切さを今一度考えていくことが望まれます。

○　その他

● 条文では「市長等」を明確に定義している一方で、逐条解説において、「行政」、「市長」、「市長等」といった表現が混在していることから、市民にとってそれぞれの指し示す主体が分かりにくい状況が生じています。

本条例は、市民、議会、市長等が協働することを基本的な考え方としていることから、逐条解説においても、条例上の主体である「市長等」と一般的な意味で用いる「行政」とを整理し、分かりやすく示すことが望まれます。

● 市民主体のまちづくりをさらに進めていくためには、条例の理念や考え方を市民と共有することが重要です。

そのためには、条例の周知はもとより、条例の趣旨に沿って策定された総合計画（「未来へつなぐおおいたビジョン２０３４」）や各種個別計画に基づく施策を着実に進めるとともに、市民がまちづくりに参加・参画する機会等を通じて、条例の趣旨を身近に感じ、理解を深められるような工夫が望まれます。

４　大分市まちづくり自治基本条例検討委員会の概要

（１）開催状況

①　委嘱状交付式及び第１回委員会
日時：令和８年８月３日（月）１０：３０～１２：００
場所：大分市役所議会棟４階　全員協議会室
議事：・大分市まちづくり自治基本条例について
・大分市まちづくり自治基本条例の見直しについて
・見直しに係る検討体制とスケジュールについて

②　第２回委員会
日時：令和８年８月３１日（月）１０：３０～１２：００
場所：大分市役所議会棟４階　全員協議会室
議事：・令和３年度大分市まちづくり自治基本条例の見直し等に関する提言を踏まえた本市の取組について
・大分市まちづくり自治基本条例の規定の検討について

③　第３回委員会
日時：令和８年９月３０日（水）１０：３０～１１：４５
場所：大分市役所荷揚 BASE６階　中会議室（大分市役所別館）
議事：・大分市まちづくり自治基本条例の規定の検討について
・第２回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会意見要旨について
・提言書（案）について

④　第４回委員会
日時：令和８年１０月１９日（月）１０：３０～１１：３０
場所：大分市役所荷揚 BASE６階　中会議室（大分市役所別館）
議事：・第３回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会意見要旨について
・提言書（案）について
・市長への提言報告について
・その他

（2）委員名簿

	氏　名	所　　属　　等
委員長	渡邊　博子	大分大学　理事・副学長
副委員長	長﨑　浩介	日本文理大学経営経済学部　教授
	荒金　一義	大分市自治会連合会　会長
	佐知　真由美	大分市民生委員児童委員協議会　会長
	増田　真由美	大分市社会福祉協議会　常務理事
	片山　孝子	大分商工会議所女性会　副会長
	小岩　咲希	令和８年度　自分とマチを彩る若者会議　会員
	髙橋　華音	令和８年度　自分とマチを彩る若者会議　会員
	正池　功	大分市　企画部長
	足立　美乃里	大分市　市民部長
	田崎　敢	大分市　福祉保健部長

（３）大分市まちづくり自治基本条例検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　大分市まちづくり自治基本条例（平成２４年大分市条例第１号。以下「条例」という。）の見直しに関し、広く市民の意見を聴くため、大分市まちづくり自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、条例の見直しに関する事項について協議検討し、その結果を市長に提言するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員１５人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が参画依頼し、又は任命する。

⑴　学識経験を有する者

⑵　関係団体の代表者

⑶　若者（大分市若者応援条例（令和４年大分市条例第５２号）第２条第２号に規定する若者をいう。）

⑷　市の職員

⑸　その他市長が必要と認める者

（参画依頼等の期間）

第４条　委員の参画依頼又は任命の期間は、参画依頼又は任命の日から令和９年３月３１日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選により選出する。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（報償金等）

第７条　委員（第３条第２項第４号に規定する委員を除く。）及び前条第４項の規定により会議に出席した委員以外の者（市の職員を除く。）に対する報償金等は、予算の範囲内で、市長が決定し、これを支払うことができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年６月１７日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。